## 国立大学法人鳴門教育大学総務委員会規程

平成22年3月24日 規 程 第 11 号

改正 平成22年 7 月14日規程第84号

平成24年 3 月19日規程第14号

平成26年 3 月24日規程第12号

平成29年3月8日規程第25号

平成31年 3 月13日規程第 5 号

令和 元 年11月27日規程第93号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学(以下「法人」という。)に、円滑な大学運営を行うため、国立大学法人鳴門教育大学総務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 副学長
  - (4) 専攻長
  - (5) 附属学校部長
  - (6) その他学長が指名する者 若干人

(任期等)

第3条 前条第6号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 法人の運営に関し重要な事項(教育研究に関する事項を除く。)
  - (2) 施設及び設備に関する事項
  - (3) 内部質保証に関する事項
  - (4) その他学長が必要と認める事項

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見

を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

- 第8条 委員会に、特定の事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学評価委員会規程(平成16年規程第88号)及び国立大学 法人鳴門教育大学改革推進委員会規程(平成16年規程第90号)は,施行日をもって 廃止する。

附則

この規程は、平成22年7月14日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。